

社会福祉法人ゆたか福祉会「虐待防止のための指針」

権利擁護虐待防止会議

1. 虐待防止に関する基本的な考え方

(1) 目的

虐待は、障害者や高齢者の尊厳と人格を侵害する行為であるという認識のもと、虐待防止法の理念に基づき、あらゆる虐待の根絶にむけ取り組みをすすめていく必要がある。

この指針は、ゆたか福祉会を利用する全ての人の権利を擁護し安心して事業を利用できることを目的に、全ての事業に係わる虐待の禁止の徹底と予防・早期発見を図るための体制の整備等について定める。

(2) 虐待の定義

①身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

②性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること。

③心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動、その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④放棄・放置

利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置、その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

⑤経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

(3) 基本方針

①職員は利用者に対して、前項に掲げるいかなる虐待もしてはならない。

②利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限することを禁止する。

2. 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項

(1) 権利擁護・虐待防止会議の設置と開催

①権利擁護・虐待防止委員会の設置

ア) 法人理事会の下に権利擁護・虐待防止委員会を設置する。

イ) 委員会は、法人役職員、利用者・家族の代表、法人外部の専門家等で構成し、年2回以上開催する。

ウ) 委員会は、法人における権利擁護・虐待防止の取り組み状況を点検・評価し、改善に関する意見をまとめるとともに、必要に応じて虐待事案に関する検証や再発防止策についての提言を行う。

エ) 委員会の構成や運営に関しては別途規程を設ける。

②権利擁護・虐待防止会議の設置：法人

- ア) 法人に権利擁護・虐待防止会議を設置する。
- イ) 会議は、権利擁護虐待防止委員会の委員長および各事業所における虐待防止責任者5名で構成し、定期的に（2か月に1回程度）開催する。
- ウ) 会議は、各事業所の権利擁護・虐待防止の取り組み状況を集約・点検するとともに、職員・利用者・家族に対するアンケート等を実施し、今後の取り組みに関する方針等を提起していく。
- エ) 虐待事案が発生した場合は、当該事業所と協力し原因の分析や再発防止策について検討していく。

③権利擁護・虐待防止会議の設置：各事業所

- ア) 各事業所に権利擁護・虐待防止会議を設置する。
- イ) 会議は、虐待防止責任者（管理者・所長）と複数の権利擁護委員（サービス管理責任者・職員）で構成し、半年に1回以上開催する。尚、身体拘束適正化委員会と一体的に設置・運営できるものとする。
- ウ) 会議は、事業所の権利擁護・虐待防止の取り組み状況を点検・評価するとともに、虐待や不適切事案への対応および改善策の検討と実施、権利擁護・虐待防止に関する啓発や研修等について検討し、その内容を職員に周知していく。
- エ) 会議における対応状況については、適切に記録し5年間保存することとする。

3. 職員研修に関する基本方針

- ・各事業所は、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、虐待防止の徹底を図るために、職員に対し研修を定期的（1年以内に1回以上）に実施するとともに、職員の新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施する。
- ・当該研修に関するプログラムは、権利擁護・虐待防止会議が作成・実施するものとする。

4. 発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

- ・虐待（若しくは虐待と疑われる不適切な事案）を発見した職員は、速やかに事業所の管理者および権利擁護委員に報告する。報告は文書又は口頭によるものでも可とする。
- ・報告を受けた管理者および権利擁護委員は、虐待を受けた利用者に係る支給決定市町村の窓口はその旨を通報するとともに、法人内に設置された権利擁護・虐待防止会議に報告する。
- ・管理者や権利擁護委員が虐待の加害者になっている場合など、上記の対応を取り難い理由がある場合は、虐待を発見した職員が直接所管の市町村の窓口に通報することとする。
- ・虐待を発見し管理者等に報告した職員や市町村に通報した職員に対し、不利益な取り扱いを行わないこととする。

5. 発生時の対応に関する基本方針

- ・虐待が発生した場合、前項の規定に則り速やかに報告・通報を行うとともに、虐待の被害から利用者を守るための当面の措置を講じる。
- ・そのうえで、事実確認を行うため、通報者や当該利用者・職員および関係する職員・利用者から聴き取りを行いその内容を記録する。
- ・市区町村が虐待と認定した場合、速やかに法人内に設置された権利擁護・虐待防止会議に報告し、原因の分析と再発防止策の検討をともに行う。合わせて、市町村が実施する調査に協力するとともに、市町村からの指示に従い必要な改善を行うこととする。認定されなかった場合も、必要な改善について検討を行い実施することとする。

- ・再発防止策については、当該利用者およびその家族等に対し丁寧に説明し、十分な理解が得られるよう努める。
 - ・虐待事例およびその分析結果については、職員に周知徹底し再発防止に努めるとともに、事案発生後に行った再発防止策や改善策についてはその効果を検証する。
6. 虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、就業規則に基づき厳正に対処する。
 7. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
 - ・本指針は、事業所内に掲示等するとともに法人ホームページにも掲載し、利用者・家族や職員等がいつでも閲覧できるようにする。
 8. その他適正化の推進のために必要な基本方針
 - ・法人・事業所の外部で開催される虐待防止研修に積極的に参加し、利用者の権利擁護と支援の質の向上に取り組む。
 - ・本指針に定める事項以外にも、障害者・高齢者虐待防止について国・地方自治体から発出される通知等に留意し、虐待防止に取り組むこととする。

附則

本指針は、2025年4月1日より施行する。